

## 長野県建築住宅センターから住宅性能評価業務の手数料改定のお知らせ

平素は、一般財団法人 長野県建築住宅センターをご利用いただき感謝申し上げます。

弊センターでは、令和3年4月1日から設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価の手数料について、別表3の1、別表4の1を下表のとおり改定します。

**上段の赤字**の部分が改定後の手数料額です。

改定の手数料は、令和3年4月1日申請受付分から適用しますので、ご理解をお願い申し上げます。

### 別表3（評価料金表）

1 住宅の品質確保に関する法律施行規則（平成12年建設省令20号。以下「省令」という。）  
第3条第2項の性能表示事項のうち必須評価事項のみについて評価する場合

（単位：円、消費税抜き）

区分	床面積	評価料金の額	
		設計評価	建設評価
一戸建て住宅	200㎡未満	<b>40,000</b> 27,000	<b>85,000</b> 61,000
	200㎡以上	<b>50,000</b> 34,000	<b>100,000</b> 76,000
共同住宅等	200㎡未満	<b>80,000</b> 44,000	<b>120,000</b> 73,000
	200㎡以上 500㎡未満	<b>100,000</b> 56,000	<b>140,000</b> 87,000
	500㎡以上 1,000㎡未満	<b>180,000</b> 67,000	<b>240,000</b> 105,000
	1,000㎡以上 2,000㎡未満	<b>200,000</b> 76,000	<b>270,000</b> 118,000
	2,000㎡以上 10,000㎡未満	<b>230,000</b> 89,000	<b>310,000</b> 138,000
	10,000㎡以上	<b>250,000</b> 100,000	<b>340,000</b> 153,000

別表 4 (評価変更料金)

1 省令第 3 条第 2 項の性能表示事項のうち必須評価事項のみについて評価する場合

(単位：円、消費税抜き)

区分	床面積	評価料金の額	
		設計評価	建設評価
一戸建て住宅	200 m <sup>2</sup> 未満	<b>20,000</b> 13,000	<b>43,000</b> 30,000
	200 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	<b>25,000</b> 17,000	<b>50,000</b> 38,000
共同住宅等	200 m <sup>2</sup> 未満	<b>40,000</b> 22,000	<b>60,000</b> 36,000
	200 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	<b>50,000</b> 28,000	<b>70,000</b> 43,000
	500 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	<b>90,000</b> 33,000	<b>120,000</b> 52,000
	1,000 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	<b>100,000</b> 38,000	<b>135,000</b> 59,000
	2,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	<b>115,000</b> 44,000	<b>155,000</b> 69,000
	10,000 m <sup>2</sup> 以上	<b>125,000</b> 50,000	<b>170,000</b> 76,000